



長野県報

4月12日(月)
令和3年
(2021年)
第195号

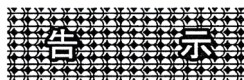
目次

告示

地方自治法施行令に基づく診療費及び徴収の事務の委託(障がい者支援課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	1
基本測量の実施(建設政策課).....	2
基本測量の終了(2件)(建設政策課).....	2
公共測量の終了(9件)(建設政策課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6

公告

調理師試験の実施(食品・生活衛生課).....	7
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課).....	8
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課).....	9
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	9
土地改良区の管理規程の認可(農地整備課).....	9
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	11
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	13



長野県告示第222号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、長野県立総合リハビリテーションセンターの診療費及び施設入所負担金の徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 受託者住所
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
- 受託者氏名
株式会社ニチイ学館
- 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第223号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第224号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示225号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量（基準点現況調査、航空重力測量）
- 2 作業期間
令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域
基準点現況調査 中野市、上高井郡高山村
航空重力測量 県内全域

建設政策課

長野県告示第226号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基本測量 火山基本図データ作成（浅間山地区）
- 作業期間
令和2年9月14日から令和3年3月31日まで
- 作業地域
小諸市、佐久市、東御市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第227号

国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 作業期間
令和2年9月5日から令和3年3月26日まで
- 作業地域
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第228号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 作業期間
令和2年8月17日から令和3年3月26日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第229号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和2年8月26日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第230号

国土交通省中部地方整備局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザー測量）
- 2 作業期間
令和2年10月19日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
飯田市、塩尻市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第231号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年7月4日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
木曾郡木祖村

建設政策課

長野県告示第232号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（木曾谷・伊那谷計画区の空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和2年4月20日から令和3年2月25日まで
- 3 作業地域
松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、北佐久郡立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見

町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第233号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
令和2年6月15日から令和3年3月17日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第234号

諏訪市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年2月24日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
諏訪市

建設政策課

長野県告示第235号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和2年10月12日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

長野県伊那建設事務所長 市岡 恵利子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草610番の7地先から 上伊那郡中川村大草610番の8地先まで	旧	m 6.6 ~ 29.0	Km 0.1116
同上	新	6.6 ~ 29.0	0.1116

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町日曾利2番の2地先から 上伊那郡飯島町日曾利3番の26地先まで	旧	m 7.1 ~ 25.4	Km 0.2097
同上	新	11.9 ~ 29.9	0.2097

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省関東地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田字扇子田83番の10地先から 松本市波田字扇子田66番の64地先まで	旧	m 5.2 ~ 43.4	Km 0.0930
同上	新	24.3 ~ 43.4	0.0930

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

長野県伊那建設事務所長 市岡 恵利子

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草610番の7地先から

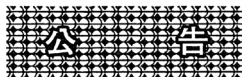
上伊那郡中川村大草610番の8地先まで

上伊那郡飯島町日曾利2番の2地先から

上伊那郡飯島町日曾利3番の26地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年4月12日

道路管理課



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和3年4月12日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和3年9月16日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和2年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和3年7月6日(火)から令和3年7月8日(木)まで(郵送による場合は、令和3年7月8日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和3年10月14日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。